東支鐵道土地回收運動に對する考証

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03113 3515

Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha. Harubin Jimusho. Chosaka
Toshi Tetsudo tochi kaishu undo ni taisuru kosho

JX
1570
Z6L45

第九號　東支鐵道附屬地問題概要　大正十二年十二月

第十號　滿洲產大豆油粕の內地に於ける消費の現在と將來　同
（附）北滿物の內地市場に於ける聲價

第十一號　黑龍江江口尼港　同

第十二號　東支鐵道土地回收運動に對する考証　同

第十三號　ツエントロサユーズの事業　近刊

第十四號　勞農露國の外國貿易　同

第十五號　支那人の見たる松黑兩江沿岸地方事情　同

第十六號　西伯利亞に於ける外國資本　同

秘

秘

LIBRARY
APR 1 1976
UNIVERSITY OF TORONTO

哈調資料既近刊目錄

號數	書名	發行年月日	備考
號外	哈爾賓に於ける金融機關の現狀	大正十二年七月	極秘
第一號	露西亞社會主義聯邦ソヴェート共和國民法	大正十二年九月	
第二號	勞農西比利の近情	大正十二年九月	秘
第三號	哈爾賓に於ける日本人關係諸會社商店一覽	大正十二年九月	
第四號	北滿に於ける小麥と製粉工業	大正十二年十月	
第五號	滿蒙の畜產と東支鐵道	大正十二年十月	
第六號	東支鐵道哈爾賓營業所・第八區案內	大正十二年十一月	
第七號	東支鐵道附屬地及松黑兩江航行に關する支那法權回收事情	大正十二年十一月	
第八號	哈爾賓に於ける邦人倉庫業	大正十二年十一月	

LIBRARY APR 1 1975 UNIVERSITY OF TORONTO

に基いたものにてダフチヤンの聲明するが如く、決して不法の決議と斷ずべきものでない。

東支鐵道土地回收運動に對する考證 終

約締結當時の狀態に根本的變化を來したものである。此の措置は支那の善意に基くものとし、列國は支那の行爲を追認したのである。此の事實に就ては余は支那の行爲を以て恰も民事上の後見に類するものとし、列國追認の事實及支那の行動に對する一切の責任を同國に嫁した列國の態度は恰も後見監督人の地位に在るものと推定せんとす。支那は後見人の地位に在る以上は善意を以て露國の財産を監理せねばならぬ。此の後見の事務は露國が鐵道の完全なる財産監理權を行ふに至つて終了すべきものである。然るに支那は鐵道に下附した附屬地及之れが經營の事務を以て支那の主權を侵害するものとし之を自國に回收せんとするのは恰も後見人が其の事務を標榜して被後見人の財産を横領しやうとするのと何等撰ぶ處は無いのである。

第九節　華府會議の決議は不法でない

東支鐵道に關する華府會議の決議中ルート第一案は東支鐵道の監督保護者たる露國政權の失墜に因り、同鐵道の經營困難となるべきを慮り之が現狀維持と經營方針とを決議したもので、世界交通路の維持、露國財産の保全並に鐵道債權者の利益を擁護する目的に出でたものである。又ルート第二案は露國の內亂に乘じ一國が國際條約を無視し獨斷にて鐵道を占有し、監督し、露國の利權を回收せんとする支那の行動は不法であつて、之より生ずる一切の義務を支那に負擔せしむべきものとの主旨を決議したもので、自國鐵道すら十分に管理し得ない支那の實力を疑ふが故に聯合國は後見監督の地位に立つべきことを決議したものである。要するに此の二つの決議は何れも條約上の露國の權利義務を保全する精神

次に此の續約の本文に於ては會社の支那側重役數を增加し、鐵道の事業を純商事的のものとし、政治行使を禁じ、露亞銀行に對する債權庫平銀五百萬兩の鐵道財產を擔保とする鐵道債劵に振替へ以て支那は鐵道に對し露國と同樣の債權者たる資格を得たのである。即從來空名の共同經營者であつた支那は、此の契約に據りて事實上の共同者となつた計りでなく、露國の鐵道營業監督權をも臨時代行することとなつたのであるから、露支兩國の地位は全く轉倒の觀がある。

尤も此の續約を締結した露亞銀行は、東支鐵道の正當な株主であるかは別問題とし、支那政府が露亞銀行を株主と認めた以上、此の契約は効力を有することは論なし。

次に此の續約は原敷設條約や定款の變更を意味するものである。實際論から云ふと露亞銀行や東支鐵道は露國がカシニー密約（此の密約は滿洲還附條約に據りて兩國間には公然有効のものとなつた）に據りて得た鐵道敷設權を實現する爲に起した會社で、露國政府が自國の法律に據り自國の資本を以て設營したものであるから、露國は事實鐵道の所有者であることは南滿洲鐵道を日本に讓渡し、支那は之を認めたことに據つて明で、支那や露亞銀行は空名の株主に過ぎぬ。然るに此の空名の株主等が一九二〇年に締結した續約は露國の內亂に乘じ原條約や契約（此の契約を余は準國際契約なりと思惟す）を勝手に改變して鐵道の實權を支那に納めた。

勞農代表が此の續約を無効であると主張する所以は、條約の効力は國家政體の變更、內亂等の爲に何等の影響を受くるもので無く、兩國の合意に因り効力を生じた條約は合意なくしては、消滅するものでないと謂ふ。國際公法上の原則に基いての主張と見ねばならぬ。然れど支那は鐵道の守備、警察、司法並鐵道最高監督等の諸權利は條約に依り露國に與へたのではあるが、露國は內變の爲め之を行使する能力無き故、支那は露國に代つて此等の權利を行ふことを聲明し、條

せるが如く、條約違反なることは論爭の餘地なしと雖も、現在露國には確固たる政府無きため、支那は露國民の意思を代表して同國の享有する條約上の權利を行使する適當なる機關の出來るまで此の權利を行使するのは事情止むを得ないものとせねばならぬ。而して支那は外交團の要求に對して一時的辯法なることを說明し、露國租界に對しては成る可く現狀を維持すべしと申述べたるのみにて、東支鐵道の附屬地に關し言及する處が無かつた。又外交團も支那の執れる手段は露國の現狀に鑑み、寔に止むを得ないものとして認容するに至つたものと解すべきである。

第八節　支那政府と露亞銀行との續約は無効であるか

支那政府は一九二〇年十月二日交通部をして露亞銀行代表者トエセルスキー（上海支店長）及ラント（北京支店長）との間に「東支鐵道敷設及經營に關する續約」七ヶ條を締結した。此の續約は原敷設條約に比して果して正當の續約であるかは措て置き支那は此の續約の前文に於て先づ次の如く聲明して居る。即「露國の政情紊亂し鐵道の營業能力を失つた爲め支那は領土主權を有する關係上、沿線の秩序、世界交進路の維持及鐵道財產の保護を爲す必要あるに付、露國の正當政府と協定を遂ぐるまでの間、當分露國政府に代り（一）鐵道敷設條約及現行諸規則に據る鐵道事務の最高監督を行ひ（二）敷設條約及會社の定欵に依り支那の有する特權を行使し便宜を享有すべし」と。

右の聲明は露亞銀行の承認したものであるから、支那は之に據つて表面上正當に露國の有した鐵道の最高監督權と自國の特權とを行使する權利を得たものと謂はねばならぬ。

北京駐剳勞農政府の代表者ダフチャンは支那が一九二〇年九月二十三日附大總統令を以て爲したる聲明は不法であるこ謂ふ。此の大總統令は『露國に國民の意思を代表する機關無く、正規の外交關係を復興すること困難に付き、露國公使及領事の公式待遇を停止し、國內に在留する露國人の生命財產を保護する方法を講じ、且主務官廳及地方最高官憲は露國租界、東支鐵道附屬地並に支那領土內に居住する露國人に關する問題を適宜に處理すべし』と言ふに在る。

右の大總統令が發表せられた翌日露國のグダーシェフ公使は北京外交部に宛て支那は大總令にて聲明せる露國民の生命財產の保護は在來兩國間の諸條約の現狀維持を旨こして行はるゝこごを監督すべきものとす、支那が最近三ケ年間に爲せる不法行爲は將來露國政府の追認なければ無効である。殊に今回の命令は露國人の生命及財產の狀態を根本的に變更するものにて既結諸條約の侵害である』この主旨にて抗議して居る。又北京外交團は同年十月十一日外交部に對して『大總統令に依り支那の執るべき方法は露國が條約に據りて得たる權利を永久に變更すべきものでないとして、將來正當政府との條約成立する迄眞に臨時的措置であることを書面にて外交團に對し保證し、且つ右命令實施上の便宜の爲め露國の利權の管理に關し支那政府こ外交團この間に暫定條約(Modus vioendi)を作成すべき』旨を要求したが外交部は之に對し大要『今回の命令の主旨は眞に現狀に鑑みた一時的性質のものにして、後日支那の認むる露國政府この間に協定を要するものである。又露國租界に關して舊の如く當分何等の變更を爲さず、支那は一切の行政事務監督の任に當るも、改善を要するものは實狀に照して之を行ふべし』この意味にて回答して居る。

今六總統令及此に附帶する往復文書に依つて見るに、支那は將來露國の正當政府と協定を遂ぐる迄の間、一時露國に代り露國人の生命財產を保護するため、露國關係の問題を自ら處辨すこ聲明したのはクダーシェ公使及ダフチャンの抗議

これは一九一七年十月以來露國に內亂起り其の影響は東支鐵道の附屬地にも波及し、軍紀は紊亂して上官と下士の地位は轉倒し、露軍は鐵道守備の實力を失つたためであるが條約に依つて獲得せられ、實力に依つて保持せられた露國の守備權は將來同國が自ら之を拋棄せない限り國力の復興と共に再び露國に歸屬すべきものであるが、支那が露國に代はり鐵道を保護し鐵道從業員及附屬地住民の安定を圖り鐵道の運轉を完全にする自國の義務を感じて、斷行した善意の措置と推定すべきもので勞農代表ダブチャンの抗議は露國の現狀に鑑み無意義のものである。然れ共鮑督軍は支那主權の回復を以て武裝解除の唯一の理由としたことは大なる誤りで、露國との既結條約を無視した不法の行爲であると謂はねばならぬ。

抑も露國の有する附屬地守備權と司法權とは露支間の條約に基くものにて露國は會社に對し債權を有するより、鐵道の最高監督權を有する然るに露國は內亂の爲め一時此の權利の行使力を失つたに過ぎないから、相手國の合意なくしては此の權利を代行し得ないのは國際法上の原則ではあるが、事實支那は露國の同意を得る能はざるが故に、領土主權を有する關係上列國の了解を得て露國の權利を代行すべきであつた。然るに支那は此の手續を履まずして獨斷にて專行したのであるから、條約違反の誹を免れない事となつたのである。

第七節　大總統令は不法ではあるが露國の現狀に鑑み機宜の措置である

隊長に任じ兵員の多數はクバン地方の哥薩克及高加索土着民（此の土着民は法律上平常武器の携帶を許さる）を其儘鐵道附屬地へ移送し來り又一八九七年には密に國内の豫備兵主として近衞兵及現役將校に對し東支鐵道の看守に赴く者には多額の報酬を給し（大尉級には一ケ月約五〇〇留、中尉級には三〇〇留、下士には四〇留）又現役將校は附屬地派遣中は一時豫備に編入するも其の勤務年限は現役と同樣の取扱を爲すべしと布達し、兵員を募集して鐵道看守隊に編入し、列國の猜疑を避くる爲め兵服の肩章を撤して黃色龍の襟章を附せしめたのであるが、英國は其の措置に就き露國に抗議したが、露國は『鐵道敷設條約第五條第二項に據り露國土着民を雇入れて鐵道を看守するもので、軍隊に非ずとの釋明を與へたのである。然るに一九〇〇年五月團匪事件勃發し、露國は一擧にして滿洲を占領し、一九〇一年二月露清密約を締結して『鐵道の守備は同地の秩序回復する迄存置すべきこと』を約し翌一九〇二年三月二十六日の滿洲還附協約第三條に依り、支那をして鐵道附屬地に自國兵を入れしめざること及露淸兩國間の既決條約たる一八九六年のカシニー密約、一九〇一年の露淸密約の有效なこと約せしむると共に、露國は一九〇三年の滿洲還附協約附帶宣言を以て右既結條約を破らるゝことあらば滿洲還附協約に束縛せられざる旨を表明した。此の還附協約に據つて前記二個の密約は效力を生じ露國は附屬地の守備權を確實に獲得したのである。仍て露國は『鐵道看守隊』を『後黑龍管區護境軍團』(Отрядъ Пограничной Стражи Заамурскаго Округа.) と改名し、大藏大臣の管下に屬せしめた。其後一九〇五年九月五日日露講和條約第三條及同追加約款に據り日露兩國は鐵道附屬地守備隊の存置を決議し露國は經費節約の爲め從來の豫備兵を現役兵に交代せしめ、一九二〇年に至るまで露國守備隊は存續したのである。然るに吉林督軍鮑貴卿は一九二〇年三月十五日支那主權の回復を宣言して、露國鐵道守備隊の武裝を解除した。

に許した利權を後年自國の主權に反すとし、之れが回收に努むるもの〻如く、華府會議に於ける二十一ヶ條廢棄要求の如き其の例てある。今日の國際公法に於ては代表者の身上に暴行を加へざる限り、國家に對し暴行を加へて合意を强要した條約と雖も有効てある。まして東支鐵道敷設條約の如き、支那が一定の期間、會社に許容し來つた權利を主權侵害なりとの理由にて之を回收せんとするものてあつて、列國は條約尊重の精神に基き警告を發したものである。而し此の警告を以て條約違反なりとするは妥當てない。

第六節　支那が露軍の武裝を解除したのは正當である

露國は一八九六年九月三十日締結のカシニー密約に據り附屬地に步騎の特別大隊を駐屯せしむる權利を得たのであるが、蜜約であるから露國は公然之れが實施を憚つた樣である。抑も支那は鐵道敷設條約第五條及定款第八條に基き自ら一切の襲擊に對し鐵道及從業員の安全保護に任ずる義務を負ふものであるが露國は最初より支那兵に信頼せず、自國兵を以て鐵道を守備せしめ樣とし、遂に敷設條約の第五條第二項の意義の活用を企てたのである。同條項には『會社は管理及其他此種の利益を擁護する爲め必要と認むる時は自己の撰擇に依り外國人又は土著民を雇入るゝ權利を有すべし』と。　Общество будетъ имѣть право нанимать по своему выбору иностранцевъ или туземцевъ, какъ оно признаетъ необходимымъ въ интересахъ Управленiя и т. п.　とある。即露國は大藏大臣直轄の下に東支鐵道看守隊（Отрядъ охранной стражи К.В.ж.д.　なる名稱を附したる守備隊を編成しゲレングロス大佐を其の隊長にミシチエン大佐を副

き責任を負はねばならぬと謂ふに在る。支那は此の決議に參加しないから決議の拘束を受けることは無いが、將來列國より抗議のあるべきことを自覺して居る筈。支那は華府會議の決議に依り列國と共に東支鐵道の保全と經濟的經營を明約して居るのである。而して今回の土地問題に就き列國は支那に對し（一）東支鐵道問題は露支兩國間に決定すべきものて（二）附屬地を期限內に取上ぐるは條約違反て（三）華府會議に於ける現狀維持の決議に反すると警告して居る。此の警告の內（一）及（二）は國際條約の破棄に伴ふ信義の點より（三）は全く華府會議の決議に反するに因り爲した一種の抗議てある。

第五節　列國の支那に對する警告は內政干涉でない又華府會議の決議に反するものでない

支那地方官憲は列國代表者の警告に對し一九二二年二月六日の華府會議九ケ國の極東條約第一條『支那を除く各締約國は支那の主權、獨立權並領土的行政的保全を尊重すべし』との條文に據り領事團の抗議は華府會議の決議に反し且つ內政干涉てあること逆に抗議して居るが、右の條文は支那に對し現在効力を有する條約を破棄變更して利權を回收することを認容したものてはない。既結の條約は其の權利國が自ら權利を抛棄せなければ消滅するものてはない。然るに支那は曩に露國が條約に據りて獲得した附屬地及之に對する行政權を回收せんとし、而も列國領事の抗議に對し華府會議決議に對し內政に干涉するものてあると謂ふも、條約違反に對する警告は內政干涉て無いことは明てある。由來支那は他國

あつて善意の監督てなければならぬ。財産の監理は、財産の取得を意味するものてはない。又鐵道業務の監督は事業の掌握を意味するものてはない。然るに支那側の土地回收行爲は鐵道財産の横領に類し主たる債權者てある露國政府と支那の權利とを永久に剝奪せんとするものてある。

第四節　支那の行爲は華府會議の決議に反す

華府會議は一九二二年二月四日第六回の總會に於てルート第一案として東支鐵道に利害關係を有する者の利益を擁護するため鐵道の保全を決議した。其の要領を擧ぐれば(一)東支鐵道及其の職員を保護し、鐵道を保全し(二)資金の使用を一層經濟的ならしめて鐵道財産の浪費を防ぎ(三)職員の選任に留意して業務の能率を擧ぐる必要ありと謂ふに在る。此の決議には支那も參加調印して居る。然るに支那今回の行動は鐵道の財産を回收して其の收入を減少せしめんとするものにて鐵道保全の精神に反するから調印國は支那に警告を發するのも當然てある。

次にルート第二案も同日に決議されて居る。之れは『東支鐵道會社の株主、社債券所有者及會社の債權者たる外國人に對する會社の義務履行又は不履行に關し支那は(一)敷設條約及之に基く支那の行爲に因る自國の責任(二)鐵道の占有及管理に對する支那政府の權力行使より生ずる義務、即信託的性質を有する義務に因る自國の責任を負ふべきことを今後列國は主張する權利を留保す』とあるが、之の精神は支那が露國の內亂に乘じて一九二〇年十月二日露亞銀行と續約を締結して鐵道の占有及最高監理を爲すに至つた事實あるに因り後見者たるべき支那は鐵道に關する一切の行爲に就

第三節　土地部移管の行爲は條約違反である

敷設條約は露支兩國政府の合意に成るもので、而も軍事的、政治的の條約でないから內亂其他一時的の現象の爲消滅し又は締約國一方の意思に依り破棄變更し得ない性質のものである。然るに支那の地方官憲が條約に依つて會社の得たる土地經營權を取上げんとするは不法である。假に支那政府なりとするも一方の意思にて約定期間内に土地を回収せんとするは條約違反たることは既に述べた處である。

鐵道及附屬地の經營權は露亞銀行に委任せられ同銀行より更に之を會社に再委任したものである。會社の有する權利中警察事務の如き特種の行政事務は政權の幇助を要するを以て、支那が露國に代り一時之を代行することを得るも土地の經營事務は政府の幇助なくとも實行能力があるから支那は唯其の業務を監督すれば足り官憲が自ら事業を執掌すべき性質のものでは無いと想ふ。

支那は露亞銀行と續約を締結したが最高監督權の行使上止むなきを得ざるもの丶外、原敷設條約及會社の定款を改變することを得ない。然るに支那は鐵道の保護と監督の目的を遂行するに直接關係の無い多くの權利を取得する爲に、敷設條約や定款の効力に變更を加へる樣な續約を締結したが之れは果して正當なるものであろうか、抑も列國は支那が一時露國の權利を代行することを後見の事務と見做して支那の行爲を追認したが、自國の鐵道すら充分に監督し得ない支那が東支鐵道の最高監督を行ふに於ては後見監督を必要と認め列國は支那に對して假條約の協定を迫つた。支那の最高監督權の行使は後見の事務に類するもので此事務は鐵道の保護、世界交通路の保全とか、鐵道業務の發達を期する爲めて

てある。然るに支那官憲の理由とする處は會社は不必要な土地を勝手に收用したのは契約違反てあるとし、會社側は正當に收用したものてあるから條約違反て無いと謂ふ。兩者主張の當否は收用の實情及現在東支鐵道が果して不正に土地を使用し居るものなりやを精査した上でなければ據に速斷し難いが收用の當時ホルワツト長官と支那官憲との間に何等かの不正事があつた樣に傳へられて居る事故結局は實狀の調査を要する問題てある。

第二節　支那の行動は會社の權利と支那の義務を毀損し敷設條約に違反す

完全且つ獨占的行政權を以て附屬地を經營することは會社の權利てあり、此の權利を行使せしめ會社に收益を得せしむることは支那の義務である。

然に此の權義の關係を條約當事國一方の意思に據つて變更することさへ不法である。まして條約當時國の正當な代表者でない支那の地方官憲が會社の意思に反し單獨て土地部の事務を取上げんとするは無暴の擧てある。而も現在は土地の貸下げに依りて每年百七十萬留内外の收入を得て居る。此の收入に依りて鐵道は缺損を補ひつゝある。今若し土地部を支那側に移管するとせば、此の收入は支那官憲のものとなるが故た、鐵道の經營上重大な損失となる次第にて、鐵道の損失は株主及債權者の損害てある。故に露亞銀行の代表者プチヒユーグナレは支那側の行動は會社の權利と支那の義務を毀損し利害關係者の損害を招くものてあるとの理由にて朱慶瀾大將に抗議したのは當然てある。

五日支那が露軍の武裝を解除したのは不法て、(二)一九二〇年九月二十三日大總統令を以て爲したる聲明も不法てある、抗議し、(三)一九二〇年十月二日の續約は無効て、(四)一九二二年二月の華府會議の決議も亦不法てある尙(五)支那に對する列國の抗議は不法てあると、聲明したこに關し各當局の主張點を考察せんとす。

第一節　會社か土地を所有するは條約違反では無い

會社所屬の土地は敷設條約第六條に據り有償にて收用したものである、然るに實際に於て困難な問題を惹起した爲一九〇四年三月十日湖南道尹周晃この間に『黑龍江省內東支鐵道用地收用契約』を締結して法理的に本問題を解結せんとしたのてあるが、日露戰爭後支那官憲の强要に依り一九〇七年八月十七日東支鐵道長官ホルワット少將は黑龍江省委員宋少濂この間に『黑龍江省內東支鐵道用地收用契約』"Договоръ по отчужденію земли по Хейлдзяноский провинціi." を締結し變へて居る、此の契約は土地問題に關する法理的解釋を根本的に決定するものである。同契約第二條には『地代支拂濟のものは土地は敷設條約に基き會社の占有となる』"Земли переходять во владеніе О-ва Кит. Вост. ж. д." とあり、右こ同樣の契約は同年八月十七日鐵道長官ホルワットと吉林省委員杜學瀛この間に締結せられて居る。之に依りて會社は土地の完全なる使用權「Полное право на владѣніе землями,」を持つて居ることは明てある。之れに依つて會社は土地の測量を了し地代を支拂ひ、地代領收證及圖面等は總て支那官憲の印章を以て證明されて居るから鐵道の土地に對する權利には論爭の餘地は無いのてあるが、實際上地方氏との間に幾多の紛爭を生じたことは南滿鐵道に於ける附屬地と同樣

因に朱慶瀾大將は土地移營の布告中に『土地の主權は支那地方官憲に在り』と謂へるも民國憲法は「支那の主權は國民に在り」と規定す。之れは共和國として然あるべき筈のものにて、決して彼の謂ふが如く領地主權は支那地方官憲に在りとは謂ひ難い。

第三章　附屬地の條約關係

前言

附屬地の條約關係に就ては支那側は(一)土地部の事務は契約違反である、(二)土地を外國人に貸下ぐることは契約違反である又(三)會社は契約に定めた以外に不必要なる土地を勝手に收用し使用するは契約違反であるから之を支那に回收すと主張す。

右の内(一)及(二)に關しては既に述べた所であるが(三)に對しては鐵道管理局長は『有償にて買收したるものであるから契約違反て無い』と辯明す茲 雙方の主張が異にする。又露亞銀行側は『支那の行動は會社の權利及之に伴ふ支那の義務を毀損し且利害關係者の利益を毀損す』と抗議し領事團は(一)本問題は地方官憲の單獨に處分すべきものでなくて兩國政府の解決すべきものである、(二)支那が附屬地を條約期限内に取上ぐることは條約違反である、(三)支那の行動は『現狀維持』に關する華府會議の決議に反すと警告するに對し、支那側は領事團の抗議は支那の獨立及領土保全 關する華府會議の決議に反し且内政干涉であると謂ふ。而して勞農政府の代表者は支那政府に對し(一)一九二〇年二月十

いからである。故に露國の有する行政行爲は支那の主權を侵害するものでは決してないと謂はねばならぬ。然るに支那は之を以て主權の侵害なりと主張するは妥當でない。

第五節　支那の行動は露國の主權を侵害せず

會社は契約に據り附屬地の行政權を獲得す。此の行政權は露國の政府に歸し、同政府より更に會社に行政權の行使を委任し、會社は之を行使し來つたものであると推定す。會社が國家の委任に據りて行政權を行使することは不法ではない然るに此の行政權は露國の革命に依り同國主權の所在不明となり、完全なる行使力を失つたのである。於是支那は露亞銀行と續約を締結して臨時露國に代り條約及規則に定むる鐵道の最高管理權を行ふに至つた。

此の續約締結の形式には或は露國より見て妥當ならざる點あるも、同國の主權の存在不明となれる今日支那は管理權を代行するのは善意の監理に基くものと見ねばならぬ。管理權(行政權)の代行は主權作用の代行であつて主權其のものゝ侵害ではない。

附屬地主權は支那に在り。若し主權を侵害するものありとせば支那の主權を侵害するものでなければならぬ。然るに北京に於ける勞農政府の代表ダフチャンが支那に對して、同國の官憲が會社の土地部の撤廢と事務の移管を迫つたのは露國の主權を侵害するものであるとす。之れは主權と主權作用の一部たる行政權とを混同せるより生じた誤解であつて、行政權とか職權の侵害とか謂ひ得るも決して主權の侵害であるとは謂ひ得ない。故にダフチャンの抗議は妥當でない。恐らく彼は露支會議の矢先其の懸引上より抗議したものであると推定される。

は純商行爲で政治的行爲では無いと謂ふ鐵道側の主張は正當である。土地部の事務は行政行爲なるが故に、政治行爲なりとする支那の主張は行政行爲と政治行爲とを混同せるものである。

第四節　行政行爲は支那の主權を侵害せず

會社は條約に據りて附屬地行政權を獲得す、而して露國政府は此の行政權の自國に屬することを確認し更に之が行使方を會社に委任せるものであると解せねばならぬ、元來國家が條約に據り主權の本質たる獨立權を認めながら行政權を獲得するは主權侵害ではない。恰も北米合衆國がコンゴー共和國の獨立權を認めながら「パナマ」運河地域に對する行政權を獲得せるか如く、又曾て日本が韓國の主權を認めながら外交權、司法權及特種行政權(警察權)を一時我國に於て行つたが如き其の例多い。主權は最高で獨立的のものではあるが、其の作用たる統治權の一部たる行政權が條約に據りて自から制限せられるものである。東支鐵道會社の得たる行政權は八十ケ年の間有効に行使せられる。此の間附屬地に對する支那の行政權は停止し其の空所に露國の行政權が屬地的に行はるゝのである。換言すれば露國の行政權は附屬地の空所に擴大せられたものではあるが支那の主權は依然として存するものであると云ふことに、多數學說は一致して居る。

抑も主權は法律上の觀念であつて法規は一方に於て人民を拘束すると同時に、他方に於ては國家自体をも拘束するものである。自己の法規にて國家自體が其の行動を制限するも決して主權の性質と撞着するものではない。何となれば國家の存在は法の存在を意味し、法の存在を前提として尙主權の觀念の存在を認むるは決して二者の撞着を來すものではな

を行ひ委員及議員の任命權其他各種の決議に對する認可權の如きも鐵道長官と總辦とが併行して享有することゝした。斯くて兩國の紛爭も一段を告げた樣に觀へるが露國は此の精神にて進むべしと約したに過ぎぬので要するに本協約は東支鐵道に關する現行諸條約を變更し拘束するもで無いことは明で（同協約第三條）自治團體に引渡されざる土地建物は一切從來通り鐵道の專管に屬することを規定し（同第十六條）細則も今日迄制定し居らず。約言すれば本協約は支那の主權を承認し自治區域に對する支那の行政權をも認めたに過ぎぬ。

第二節　土地を他人に貸下ぐることは主權侵害で無い

會社は附屬地に對し完全且專屬的行政權を有す。此の行政權の運用は會社の隨意である。又借地權に關する露國の民法は借地人は賃貸人の承認なくして自由に土地を他人に貸下ぐることは決して差支ないことになつて居るから違法でもなければ又條約違反でもない。隨つて支那の主權を侵害するものではない。

第三節　土地部の事務は行政行爲では無い

現在土地部の組織は土地管理、技術、計算、庶務の四係を設けて土地の貸下、山林事務、土地の境界確定、測量圖面の作成及保管、宅地の割當區劃、土地の管理、地代を徵收し從前有せる商工業課税及酒税賦課等の行政事務は一九二三年六月以後支那官憲の手に歸したのであるから現在土地部の事務は行政に全然關係のないものとなつて居る。土地の貸付

は根本主義として之を承認す。右主權は何等侵害を蒙むることなかるべし」とあり。尙本條に關し淸國外務部と露國全使との間に左の覺書を交換して居る。

外務部より露國公使に宛てたる覺書

『東支鐵道附屬地は淸國の領土にして既に協定に於て明言せる如く淸國は該附屬地に對し完全なる主權を有す。故に同附屬地内に居住する各外國人民が淸國と各外國と締結せる條約に依り享受すべき利益は附屬地内に在りて同樣之を尊重すべきものとす。一切の誤解を解かんが爲めに特に此の覺書を交換す』之に對し

露國公使より外務部に宛てたる覺書は

『鐵道附屬地は淸國の領土とす。特に玆に淸國主權を承認することを聲明す。本日特に自治團に關する協定に署名せんとするに當り本公使は附屬地内に居住する各外國人か淸國と諸外國との間に締決せる條約に依り享受する利益は附屬地に在りても之を尊重す』とあり。

右の協約と覺書に依つて露國は附屬地に對する淸國の主權を承認したことは明瞭である。然れども右協約は單に豫備協約に過ぎぬ。同協約第十七條には『……………本協約調印の日より一ケ月内に該細則の制定に着手すべきことを約す』と規定し第十八條には『自治團體に關する細則の制定實施を見る迄は當分現行の自治細則を施行す』と定めながら自治團體に關する細則は何時までも制定せられずして、其の儘に推移し露國は單に支那に對し（一）既存の條約を害せざる範圍にて支那主權の行使を認め各種の法令規則を執行し得べきこと（二）各國人の地位は平等にして行政委員長を兼ねたる市會議員の如きも國籍の如何を問はざること及（三）支那交渉局總辦は鐵道長官と併立して自治制に對する監督權

那は果して附屬地の主權を有するか、(二)土地を外人に貸下ぐるのは主權侵害であるか、(三)土地部の事務は行政行爲であつて支那の主權を侵害するものであるか又(四)支那側の行爲は露國の主權を侵害するものであるかに關し考證を試みて見ようと想ふ。

第一節　支那は附屬地に對し主權を有す

鐵道附屬地は支那の領土であつて之を露國に割讓したもので無いから支那に完全な主權のある事は言を俟たぬ、然れども露國は單に鐵道を經營する計りでなくカシニー密約によりて附屬地の守備權を有し軍隊を配置し又敷設契約第六條に依り行政權を獲得して附屬地の土木、衛生、教育の施設を爲し且警察權及課税權をも行使し、日露戰役後市制規則を制定し、遂に一九〇八年より哈爾賓及沿線の都市に自治制を布いた爲支那は自國の主權の存在に著しく不安を抱き極力之に反對し警察權を回收し、課税問題を領事團會議の決定に委し、以て支那警察權の下に共管地域を設定せん事を主張した。此の爭議に當り露國は鐵道敷設契約第六條佛蘭西原文の Droit absolu exclusit de l'sdminiztratif の文句を盾に極力附屬地行政權の會社に在ることを主張したが支那側は右は單に鐵道事業の監理權を意味するものにて決して附屬地の課税、警察其他國家的行政の權利を意味するものではないと主張し行政權の享有に就き雙方の解釋を異にしたのである於是一九〇九年四月二十七日北京に於て露國全權大臣コロストウエツ東支鐵道長官ホルワットと清國外務部尚書會辦大臣梁敦彥、哈爾賓道尹施肇基、黑龍江候補道于駟興との間に『東支鐵道附屬地行政問題に關する露清豫備協約』(原文は佛文)を締結して露國は明に支那の主權を認めることゝなつた。同協約第一條に『鐵道附屬地内に於ける清國の主權

カラハン代表は八月二十七日奉天に於て張作霖と會見し東支鐵道問題に關し左記の事項を提議したが支那側は何等の回答を與へなかつたと謂ふ。

一、東支鐵道の實權は露國に於て掌握すること。
二、附屬地の回收に就ては支那側の要求を承認すること。
三、露國側の地上權と現在の建築其他の設定權を認め將來も此の決定を保證す。
四、東支鐵道長官を交替せしめ勞農側より任命すること。

第二章　東支鐵道附屬地の主權關係

前　言

支那官憲は附屬地の主權關係に就て(一)附屬地の主權は支那地方官憲に在る、(二)土地部の事務は行政事項に屬し、同行政事項は政治的行爲であるから支那の主權を侵害す、(三)鐵道は不法に土地を使用し之を外人に貸下ぐるのは主權侵害であると謂ふ。

右の主權問題に關しては露亞銀行も東支鐵道會社も亦四國領事團も何等の辯明をして居らぬが、北京駐在勞農政府の代表ダフチヤン氏は『支那側の行動は露國の主權を侵害するものである』として支那に抗議して居る。即ち支那側は土地部の事務は主權侵害なりとし、勞農代表は支那の行爲は露國の主權を侵害すと謂ふ所に爭點を認める。然らば(一)支

二、一九二〇年三月支那が同鐵道沿線に於ける露軍の武裝を解除したのは不法にて支那が大總統令を以て同鐵道に關して爲したる聲明も不法である。

三、一九二〇年十月二日支那と露亞銀行との間に締結された東支鐵道に關する續訂は無效である。

四、一九二二年二月四日華府會議極東委員會に於ける東支鐵道に關する九國協定は不法である。

五、從つ最近附屬地回収に就き日、英、米、佛の四箇國が支那に對し爲した抗議も何等の權利無きものである。

六、東支鐵道に關する諸懸案は露支兩國が他を交へずして友誼的精神を以て協議すべきものである。

六　奉天官憲の聲明

奉天支那官憲は土地問題に就き八月八日左の要領にて聲明して居る。

一、支那側が今回の要求を提起した譯は條約にて定められた鐵道附屬地を返還せよと要求するのではない。

二、元來露西亞側は帝政の當時に於て條約以外の土地迄も勝手に收用して之に諸種の建築又は施設を施し今日に及んだ、現にオストロウーモフ村、ゴンダッチ村等と唱へ不法にも東支鐵道の土地課に其の管轄權を委任し居るから支那側は之れに反對するのである。

三、然るに外交團迄が此の正當な要求を拒絶せんとするは何事ぞや。

七　勞農全權カラハンの張總司令に致した解決提案要項

哈爾賓日、英、米、佛領事は支那官憲に對し左の通り警告を發した。

一、支那官憲の執らんとする手段は重大問題にて露支兩國政府間に解決さるべきものである、政府に非らざる地方官憲の單獨に處分すべき性質のものでない。

二、支那が收用地を租與期限内に取上ぐる事は敷設條約違反である。

三、華府條約によれば東支鐵道の歸屬は露支兩國の決定に依るべきものなるも各國は右鐵道に關し利害關係を有するから右兩國間に歸屬の決定するまで現狀を維持すべきものである。（一說には「今回の行動は支那代表者の調印したる華府會議の決議たる東支鐵道の現狀維持に反す」と述べたと云ふ）。

四、附屬地帶に於ける各國居留民の利害關係上今回の如き無暴なる回收計劃は承認し難い（一說に此の項は申渡し居らすと）新くて四國領事は土地部の重要書類に封印を施す。

五　勞農政府代表の支那に對する抗議及聲明

北京駐在勞農代表ダフチヤンの支那外交部に對する抗議と聲明の要旨左の通り。

一、今次支那側の土地回收に關する行爲は全く露國側の主權を無視せるものにて新る問題は來るべき露支會議にて決定すべきものである（八月一日通牒抗議）

然るに其後各國領事團の態度強固となつた爲め八月八日機關通信を通じて列國の干渉を非難する爲め左の通り聲明す。

一、東支鐵道の所有權は勞農露國に在り、露國は單獨にて同鐵道の所有權及處分權を有す。

べきである。（朱）

七、附屬地の管理事務は特別區行政長官の管轄に屬す、然るに現在土地課の事務權限は行政長官の權理に抵觸す。（朱）

二　東支鐵道管理局側の移管拒絶理由

オストロウーモフ局長は支那官憲の要求を左の通り拒絶して居る。

一、元東支鐵道一切の附屬地は東支鐵道の特權に屬し、其の設立の當初に於て一千萬留を提供したものにて、今東支那側より移管を求めらるゝ筋合のものでなく、加之斯る重大問題は余一人の囘答すべき性質のもので無く重役會議の爲すべきものである。

三　露亞銀行側抗議の要點

一、朱行政長官の土地課移管要求は不法行爲にして東支鐵道の權利及之に伴ふ支那政府の義務を毀損し、之に依つて株主、社債券所有者及其他の債權者は損害を蒙むるものである。

二、朱長官の行爲は適法の委任に據らないものにて朱自ら其の責を負ふものである。

四　哈爾賓領事團の警告理由

東支鐵道土地回收運動に對する考證

第一章　鐵道附屬地移管問題に關する當局の主張點

一　支那地方官憲の移管要求理由

支那地方官憲の鐵道附屬地移管に關する理由を綜合すれば。

一、敷設條約には『土地の主權は地方官憲に屬す』とあり。然るに土地部の事務は條約に違反し支那の主權を侵害するものである。（朱慶瀾）

二、鐵道が條約に反して鐵道營業上不必要なる土地を使用しつゝあるが之れ支那の主權を侵害するものである。

三、土地課長は條約を無視し土地を外人に賃借し、課税す。支那は主權及人民の利益を保全する爲め土地課の事務を移管するものである。（孫烈臣の四國領事に對する辯明）

四、直接鐵道の營業要地にして條約に反せざるものを除き直接鐵道の營業に關係なき土地の事務は必要と認めないから支那側に之を移管す。（張作霖）

五、各國領事の本問に容喙するは內政干涉である。（孫烈臣奉天四國領事團に述べたる所）

六、現在『土地課の掌務規定』は多く行政事項に屬するを以て一九二〇年十月二日の續訂第六條に據り事務を秘管す

第四節　支那の行爲は華府會議の決議に反す　一五
第五節　列國の支那に對する警告は内政干涉て無い又華府會議に反するものては無い　一六
第六節　露國は鐵道守備權を有す　一七
第七節　大總統令は不法てはあるが露國の現狀に鑑み機宜の措置てある　一九
第八節　支那政府と露亞銀行との續約は無效てあるか　二一
第九節　華府會議の決議は不法てない　二三

目次終

東支鐵道土地回收運動に對する考證目次

序　一
第一章　鐵道附屬地移管問題に關する當局の主張點　五
第二章　鐵道附屬地の主權關係　五
前言　六
第一節　支那は附屬地に對し主權を有す　八
第二節　土地を他人に貸下ぐることは主權侵害でない　八
第三節　土地部の事務は行政行爲でない　九
第四節　行政行爲は支那の主權を侵害せず　一〇
第五節　支那の行動は露國の主權を侵害せず　一一
第三章　附屬地の條約關係　一二
前言　一二
第一節　會社が土地を所有するは條約違反では無い　一二
第二節　支那の行動は會社の權利と支那の義務を毀損し敷設條約に違反す　一三
第三節　土地部移管の行爲は條約違反である　一四

因に本篇は曩に草した『東支鐵道附屬地問題概要』の後篇とも見るへきものてあるから彼此對照せは東支鐵道附屬地問題の眞相を審にすることか出來やう。

大正十二年十一月

哈爾賓事務所

調査課長　山　內　勝　雄

序

本年八月支那官憲か東支鐵道附屬地回收を宣言し日英米佛領事之に抗議を提出して以來既に四箇月を閲するも尙解決を見すして懸案の儘に推移して居るのてある

課員北川鹿藏氏は此の度附屬地問題を主權關係と條約關係との二方面に分ち法理的に考察して此の一篇を草したものてある。論評の妥當なると否とは讀者の判斷に俟つ。

JX
1570
Z6L45

LIBRARY
APR . 1 1976
UNIVERSITY OF TORONTO

975
131

610

哈調資料第十二號

東支鐵道土地囘收運動に對する考証

南滿洲鐵道株式會社
哈爾賓事務所調査課

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

JX 1570 Z6L45

Minami Manshu Tetsudo Kabushiki Kaisha. Harubin Jimusho. Chosaka
Toshi Tetsudo tochi kaishu undo ni taisuru kosho

East Asia

UTL AT DOWNSVIEW
D RANGE BAY SHLF POS ITEM C
39 24 13 19 11 024 8